

別 紙

答申第119号

答 申

1 審査会の結論

島根県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書について、部分公開決定を行ったことは妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年6月25日に、島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公文書公開請求を行った。
- (2) 本件公文書公開請求の内容は、「平成30年度県単農地有効利用支援整備事業に関する要望調査表（〇〇町〇〇地区）」（以下「本件対象公文書」という。）である。
- (3) この請求に対して実施機関は、条例第11条第1項の規定に基づき、本件対象公文書を特定し、平成30年6月29日付け指令農地第218号で次のとおり部分公開決定を行った。

ア 公開しない部分

- (ア) 記載内容中の個人の氏名、土地の地番
- (イ) 記載内容中の優先順位

イ 公開しない理由

- (ア) 条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって特定の個人が識別されるため。なお、当該情報は、個人情報であっても例外的に公開しなければならないとした、公の情報（同号ただし書きア）、公益の保護のため必要な情報（同号ただし書きイ）、公務員の職務遂行情報（同号ただし書きウ）には該当しないものである。

- (イ) 条例第7条第5号に該当

県等の内部又は相互間における検討又は協議等に関する情報であって、公開することにより、県民等の間に不当に混乱を生じさせるおそれがあると認められるため。

- (4) 審査請求人は、この決定を不服として平成30年8月30日に審査請求を行った。

なお、審査請求書には「平成30年7月17日付け第218号で通知のあった処分」についての審査請求と記載されていたが、その内容から、上記（2）の部分公開決定に対する審査請求であることが強く推認されたため、実施機関は審査請求書の補正を求めている。

- (5) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、平成30年9月6日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

- (1) 審査請求の趣旨

記載内容中の個人の氏名の公開を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び意見書による主張の要旨は、次のとおりである。

- ア 私は、見積書の公開を求めて県庁舎に出向いた。ところが、担当者により、公開文は「こう書け」と指示され、求めているものとは違うものを出した。公開手続きに不備がある上に、公開された内容も当該事業申請人の要望と異なる。他人である可能性が高いので、公開の必要がある。
- イ 本件対象公文書に記載された内容は、この支援事業を個人で利用する事業申請人の要望と異なる。「事業の種類」について、床板設置2枚(W1m×L5.6m)は要望しておらず、既存の床板に異形床板1枚を取り付けるというものである。要望内容が異なることから、備考欄の申請人は他の人、もしくは団体である疑いがあり公開を要望する。
- ウ 本件対象公文書は事業申請人の要望とは異なるため、平成30年度事業の利用を断念せざるを得ない。話し合いは平成27年から続いており、県職員の真摯な対応を求める。

なお、現在事実確認できた範囲において、本件対象公文書に記載されている事項のうち「受益面積」及び「事業の種類」、「事業費」、「他の事業で実施できない理由」の内容が、事業申請人及び耕作人である私の要望と異なることを指摘する。

また、県が調査表を作成するまでに、要望者本人への内容確認などチェック機構を構築すべきであること並びに調査表記載内容の再検討を進言するので、関係先への連絡を願う。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書による主張の要旨は、次のとおりである。

当該文書は、県単農地有効利用支援整備事業に関して、事業の実施主体となる〇〇町土地改良区が、地域住民からの要望を踏まえて、平成30年度に事業実施を要望する地区の概要について取りまとめて作成したもので、同土地改良区から提出を受けた県が取得したものである。

この文書の備考欄には、要望を申請した個人名、土地の地番が記載されているが、これは特定の個人が識別される情報であり、公にされる情報ではない。また、土地の地番は、他の情報と照合することにより個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号の個人情報に当たるため、非公開であると判断した。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・

法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 公文書公開請求時の対応について

審査請求人は、審査請求書及び意見書において「私は、見積書の公開を求めて県庁舎に出向いた。ところが、担当者により、公開文は『こう書け』と指示され、求めているものとは違うものを出した。」と主張している。

この点について当審査会が実施機関に確認したところ、県は、審査請求人が求める見積書は取得していないこと、また、県が保有する公文書としては「要望調査表」が該当する旨を審査請求人に教示したことを回答している。その上で、審査請求人は本件公文書公開請求を行っていることから、実施機関の対応について不適切な点があったとは認められない。

(3) 審査の対象について

本件対象公文書は、県単農地有効利用支援整備事業に関して、事業の実施主体となる〇〇町土地改良区が、地域住民からの要望を踏まえて、平成30年度に事業実施を要望する地区の概要について取りまとめ、県に提出した要望調査表である。

審査請求人は、本件審査請求において、上記2(3)アの公開しない部分のうち、実施機関が条例第7条第2号に該当するとした部分の公開を求めている。そのため、当審査会としては、この部分を審査対象とすることとし、実施機関が条例第7条第5号に該当するとした部分についての判断は行わないものとする。

(4) 条例第7条第2号について

条例第7条第2号は、個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合されることにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

ただし、慣行として公にされている情報(同号ただし書きア)、人の生命等を保護するために公開が必要な情報(同号ただし書きイ)や当該個人が公務員等であって職務の遂行に係る情報に該当する場合の当該公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る情報(同号ただし書きウ)は非公開情報からは除かれる。

(5) 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号による非公開部分について、実施機関は「この文書の備考欄には、要望を申請した個人名、土地の地番が記載されているが、これは特定の個人が識別される情報であり、公にされる情報ではない。また、土地の地番は、他の情報と照合することにより個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号の個人情報に当たるため、非公開であると判断した。」と主張している。

当審査会が見分したところ、本件対象公文書の備考欄には、要望を申請した個人名及び土地の地番が記載されていることが認められた。

これらの情報のうち、個人名は言うまでもなく、土地の地番についても、不動産登記簿の閲覧により何人もその所有者を知ることができることから、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人が識別され若しくは識別され得る情報であることから、条例第7条第2号に該当すると認められる。また、これらの情報は、本号

ただし書きのいずれにも該当しない。

(6) 審査請求人のその他の主張について

ア 審査請求人は「公開された内容も事業申請人の要望と異なっている。」と主張し、非公開理由説明書に対する意見書において、本件対象公文書の記載内容と異なる点について指摘しているが、当審査会は公開決定等の妥当性について調査、審議する機関であり、特定の事業に関する要望自体の真偽を判断する立場にはない。

イ 審査請求人は「要望内容が異なることから、備考欄の申請人は他の人、もしくは団体である疑いがあり、公開を要望する。」と主張しているが、条例に基づく公文書公開請求においては、公開・非公開の決定にあたり、請求者が誰であるかは考慮されないため、対象公文書に請求者本人の個人情報に記載されている場合でも、条例第7条第2号に該当すれば非公開となるものである。

(7) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第168号に関する審査会の処理経過)

| 年 月 日 | 内 容 |
|--------------------------|-----------------------|
| 平成30年 9月 6日 | 実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問 |
| 平成30年 9月14日 | 実施機関から非公開理由説明書を受理 |
| 平成30年10月18日 | 審査請求人の意見書を受理 |
| 令和 元年 8月27日 (審査会第1回目) | 審議 (第2部会) |
| 令和 元年 9月24日 (審査会第2回目) | 審議 (第2部会) |
| 令和 元年10月17日 (審査会第3回目) | 審議 |
| 令和 元年12月 9日 | 島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申 |

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

| 氏 名 | 現 職 | 備 考 |
|--------|----------------------|---------------------------|
| 藤田 達朗 | 国立大学法人島根大学理事・副学長 | 会長、第1部会長 |
| 永松 正則 | 国立大学法人島根大学法文学部准教授 | 会長代理、第2部会長 |
| 木村 美斗 | 行政書士 | 第1部会 |
| 桐山 香代子 | 弁護士 | 第1部会 (H31.4.1~R1.9.19) |
| 永野 茜 | 弁護士 | 第1部会 (R1.10.2~) |
| マユーあき | 公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授 | 第2部会 |
| 和久本 光 | 弁護士 | 第2部会 |